

# 露店を出店される皆様へ

平成25年8月に京都府で発生した福知山花火大会火災を踏まえ、平成26年7月1日に小山市火災予防条例が改正されました。

小山市・野木町で行われるすべての催し(※)が対象です。  
※祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の方が集合し、対象となる火気器具等を使用する催し



対象となる火気器具等を使用する露店等は

- ◆ **消火器**の準備【条例第18～22条】⇒ 原則として露店等ごとに消火器を設置
- ◆ **露店等の開設届出書**の届出【条例第45条】

## 「指定催し」

「**指定催し**」【条例第42条の2】

消防長の定める要件(公園、河川敷、道路等を会場として開催し、出店する露店等の数が100店舗を超える規模で計画されるもの)に該当し、かつ、対象となる火気器具等の周囲において火災が発生した場合に、人命、財産に重大な被害を与える恐れがあると認めるもの

- ◆ 「指定催し」は消防長が指定
- ◆ 事前に主催者へ通知
- ◆ 市民・町民の皆様へ公示

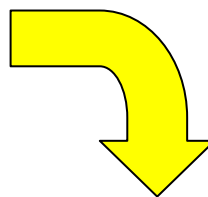
**主催者の義務**【条例第42条の3】

- ◆ **防火担当者**の選任
- ◆ **防火担当者に火災予防上必要な業務に関する計画**を作成させ、計画に基づく業務を行わせる
- ◆ **火災予防上必要な業務に関する計画**の提出

## 「指定催し」以外の催し

「指定以外の催し」【自主的な取り組み】

※催しの主催者は、実施計画において、自主的に安全管理を行ってください。



防火担当者・露店等の関係者は、催し当日の防火管理の徹底を図るとともに、消防職員が現地調査・指導を行う場合には、立会い等のご協力をお願いします。

◎詳しくはこちらにお問い合わせください

〒323-0827 小山市神鳥谷 1700-2 小山市消防本部 予防課 予防係  
TEL : 0285 (39) 6657 FAX : 0285 (31) 0182  
メール : d-yobou@city.oyama.tochigi.jp

